

1. 朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針

(1) 基本方針策定の背景

近年、食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあるなか、症状も重篤化する傾向が見られるようになり、朝霞市においても学校における管理・指導を適切に行うためには、保護者、主治医と連携を図り、全教職員が食物アレルギーに関する正確な知識を持つとともに、学校における日常の取り組みや緊急時の対応についても全教職員が共有することが望まれるようになってきている。

文部科学省は平成27年3月に食物アレルギーの事故防止の取組を促進することを目的に、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を示し、学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方として最優先されるべきは安全性であること、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とすることとしている。

これらの考え方を踏まえ、朝霞市でも学校給食における安全性の向上を目指した取組が求められている。

(2) 基本方針の策定の趣旨

学校給食は、子供達の教育の場であり、食育を推進することを目的としている。

朝霞市においてはセンター方式、及び自校給食方式が並立している状況で、それぞれにおいて給食の提供を行っており、今後においてもこの考え方を基本として学校給食を実施する。しかし、現在の人員・施設設備の中で、アレルギー対応方法のあり方を考えた場合、安全に対する不安が否めない状況である。

そこで、食物アレルギー事故発生の不安材料を極力除去し、安全で安心な学校給食を提供するため、文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び埼玉県保健体育課から示された「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を原則とし、基本方針及び対応マニュアルを策定する。

(3) 朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活を安全かつ楽しんで過ごせることを目指し、次の基本方針（以下「食物アレルギー対応基本方針」という。）を定める。

—朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針—

- (1) 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、「安全性」を最優先する。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- (3) 医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 学校及び調理場の施設設備、人員などを鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6) 教育委員会は、食物アレルギーについて一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

2. 食物アレルギー対応委員会

(1) 設置の趣旨・委員構成

食物アレルギーへの対応については、特定の教職員に限定せず、組織的に行う必要があるため、学校長を責任者とする「食物アレルギー対応委員会」を校内に設置し、食物アレルギー対応基本方針に基づき児童生徒への食物アレルギー対応の具体的な内容を検討・決定する。

また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

委員構成（例）：校長を委員長とし、教頭、教務主任、栄養教諭等、養護教諭、保健主事、給食主任、学級担任・学年主任で構成する。

なお、食物アレルギー対応委員会には必要に応じて給食センター所長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加える。

(2) 教職員の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために「食物アレルギー対応検討委員会」を基本とし、全教職員がそれぞれの職務に応じて、学校全体で対応していくことが必要となる。

食物アレルギー対応については、日頃から、積極的に連携協力し、学校内の共通理解を図っていくことが大切とされる。

①校長

- ・校内の食物アレルギー対応の全ての最高責任者であり、食物アレルギー対応基本指針の主旨を理解し、教職員の共通理解を図るよう校内体制を整備し、役割分担を明確にする。
- ・食物アレルギー対応委員会を設置する。
- ・個別面談を実施し、食物アレルギー対応についての基本的な考え方を説明する。
- ・関係職員と協議し、対応を決定する。

②教頭

- ・校長の補佐をし、校長不在時には代行する。
- ・教職員等への校内における指示伝達や保護者、関連機関等外部との調整行う。

③保健主事

- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

④教職員

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ・緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー

の内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

⑤学級担任

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行之、誤配、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるよう配慮する。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行う。
- ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

⑥養護教諭

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ・食物アレルギー個別対応プラン、学校生活管理指導表等、アレルギー対応に関する文書を管理・保管する。（ただし、給食還付金に関連する書類は除く）
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

⑦栄養教諭及び学校栄養職員

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・安全な給食提供環境を構築する。
- ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。

⑧調理員

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- ・栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。

⑨学校事務職員

- ・学校給食課と学校との給食還付金に関する連絡等を行う。
- ・給食還付金に関する書類の保管事務を行う。

※役割分担は基本的な事例で示したため、学校内で柔軟に対応する。

(3)給食対応の基本方針の決定

給食対応の基本方針については、食物アレルギー対応基本方針に基づき、センター方式及び自校方式それぞれの状況を踏まえ、学校ごとに食物アレルギー対応委員会において決定する。また、学校給食における様々な取決め、ルール、マニュアル等の協議、決定を行うとともに、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内外との研修を企画、実施、参加を促す。

(4) 面談にあたって確認する事項

食物アレルギー対応の開始前には必ず個別面談を実施する。この個別面談には、校長、教頭、実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任など）が必ず出席し、学校生活管理指導表等の確認や、下記の事項等について保護者と面談を行う。また、面談は事前に保護者から提出を受けた学校生活管理指導表、食物アレルギー事前調査票に記載された事項を補うとともに、食物アレルギー対応基本方針及び給食対応の基本方針を理解してもらう場とする。なお、個別面談は年1回実施することとする。

【確認・聴取する事項】

- ・ 医師の指示内容
- ・ 過去食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・ 家庭での対応状況
- ・ 当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項
- ・ 薬（エピペン等）の持参希望の有無
- ・ 緊急時の対応連絡先・方法
- ・ 教職員、教育委員会、消防機関、医療機関及び学級内の児童生徒並びに保護者へ当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得る。

【学校から保護者へ伝える事項】

- ・ 給食における調理の方式や状況を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得る。
- ・ 持参する弁当の保管場所・方法
- ・ 薬（エピペン等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法）
- ・ 緊急時の対応
- ・ 給食費の還付について
- ・ その他食物アレルギー対応委員会で決定した項目

(5) 対応の決定と周知

- ・ 個別の取組プラン案をもとに、個々に給食対応の詳細を決定する。
- ・ 決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるように周知する。
- ・ 保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

(6) 危機管理体制の構築

事故の把握と把握のためのシステムを構築する。

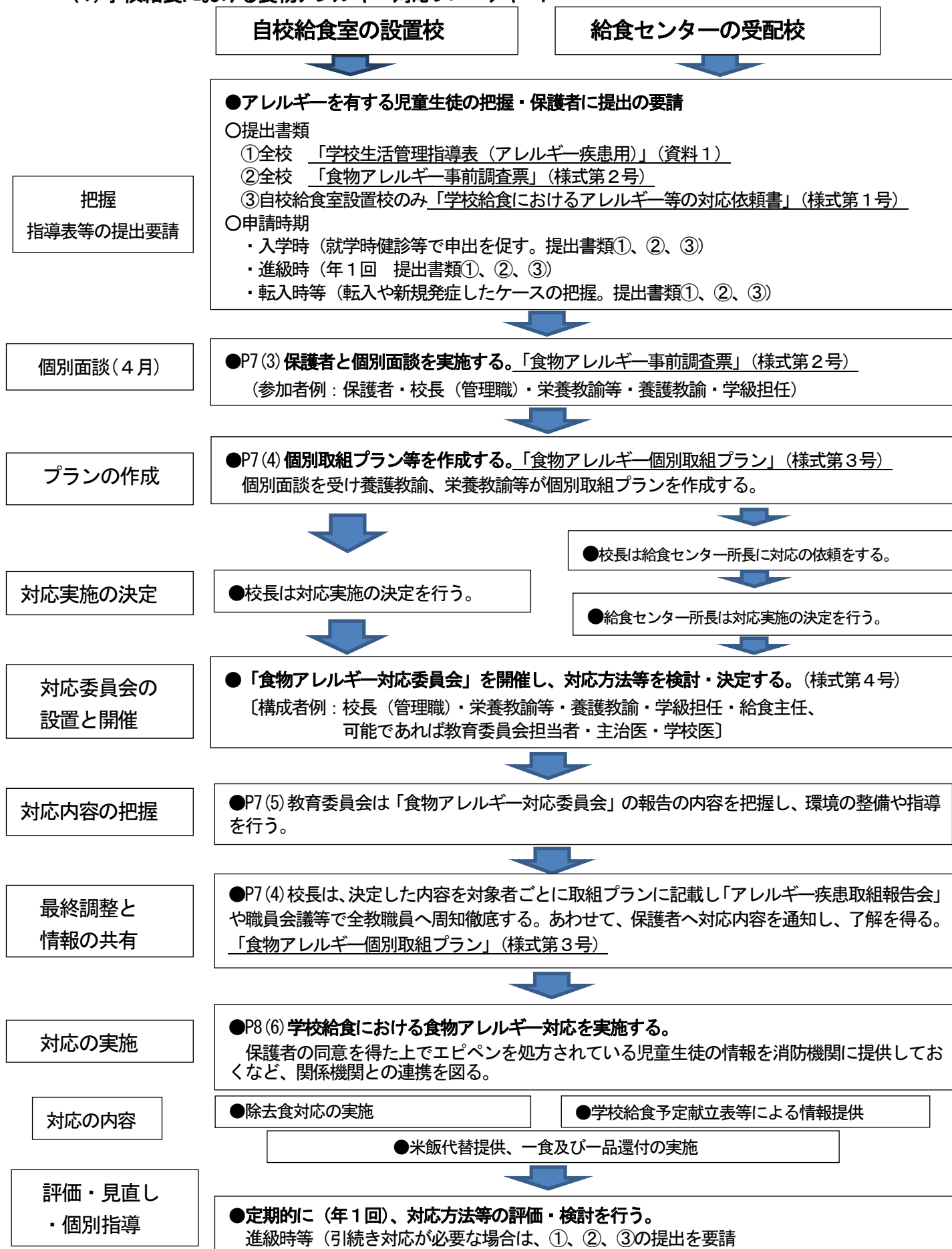
事故原因の究明をする。まず関係者の聞き取りを行い、原因が判明したら、危機管理体制に基づく、的確な行動ができたかを検証し、防止策を協議・決定し周知運用をする。すべての事故について教育委員会へ報告する。

事故防止のために

- ・ 校内危機管理体制を構築し、関係機関との連携をすすめる。
- ・ 全職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施する。

3. 学校における食物アレルギー対応の流れ

(1) 学校給食における食物アレルギー対応フローチャート



(2) 学校における年間スケジュール

入学者の場合《小学校》

① 就学時 健康診断 (10・11月)	参加者全員にアレルギー疾患に対する配慮を希望する場合、「学校生活管理指導表」が必要であるとの文書を渡す。 ◆配付書類:「アレルギー疾患のある児童への対応について」等
② 入学説明会 (1・2月)	・食物アレルギー対応希望者に「学校生活管理指導表」等を配付する。 ・学校給食の食物アレルギー対応について必ず説明をする。
③ 食物アレルギー 対応委員会 (2月～)	・食物アレルギーを有する児童の学校生活の対応方法等を検討・決定し、関係者で情報を共有する。【必要に応じて各校で開催】 ・必要な場合は、主治医及び学校医から指導助言をもらう。 構成員例: 校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任、給食主任等 ※なお、重度なアレルギーを有するもの及び、緊急性の高いと判断されるものについては、アレルギー対応委員会の前に保護者と個別面談を行い、保護者から必要な事項について聴取する。
3月下旬 ～4月上旬	次年度の担当者に情報を確実に引き継ぐこと。 ・「学校生活管理指導表」等を回収し、学校内で情報を共有する。
④ 個別面談 (4月)	・食物アレルギー検討委員会で検討・決定したことをもとに保護者と面談を実施する。 参加者例: 保護者、校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任等 ※面談では、可能な限り、必要な事項について保護者から聴取する。

中学校入学の場合《中学校》

① 入学説明会 (2月)	・入学説明会で、食物アレルギー対応を希望している保護者に「学校生活管理指導表」を配付する。 ・学校給食の食物アレルギー対応について必ず説明をする。
② 食物アレルギー 対応委員会 (2月～)	・食物アレルギーを有する児童の学校生活の対応方法等を検討・決定し、関係者で情報を共有する。【必要に応じて各校で開催】 ・必要な場合は、主治医及び学校医から指導助言をもらう。 構成委員例: 校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任、給食主任等 ※なお、重度なアレルギーを有するもの及び、緊急性の高いと判断されるものについては、アレルギー対応委員会の前に保護者と個別面談を行い、保護者から必要な事項について聴取する。
3月下旬 ～4月上旬	・次年度の担当者に情報を確実に引き継ぐこと。 ・「学校生活管理指導表」等を回収し、学校内で情報を共有する。
③ 個別相談 (4月～)	・食物アレルギー検討委員会で検討・決定したことをもとに保護者と面談を実施する 参加者例: 保護者、校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任等 ※面談では、可能な限り、必要な事項について保護者から聴取する。

在籍及びすでに対応している児童生徒の場合《小中学校》

① 対応の見直し (12～2月)	・「学校生活管理指導表」をすでに提出している児童・生徒については、新たな症状の出現がないか確認の上、症状が継続している場合は管理指導表を配付する。 ・新たにアレルギー疾患に対する配慮を希望する児童・生徒に対して、「学校生活管理指導表」の提出が必要である旨を周知の上、希望者には管理指導表を配付する。
② 食物アレルギー対応委員会 (2月～)	・食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活の対応方法等を検討・決定し、関係者で情報を共有する。【必要に応じて各校で開催】 ・必要な場合は、主治医及び学校医から指導助言をもらう。 構成員例：校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任、給食主任等
3月下旬 ～4月上旬	・次年度の担当者に情報を確実に引き継ぐこと。 ・「学校生活管理指導表」等を回収し、学校内で情報を共有する。
③ 個別面談 (4月～)	・食物アレルギー検討委員会で検討・決定したことをもとに保護者と面談を実施する 参加者例：保護者、校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、学級担任等 ※面談では、可能な限り、必要な事項について保護者から聴取する。
随時	・年度途中に新規発症し、対応が必要になった場合や対応が不要となった場合はその都度対応する。 対応が不要になった場合 「学校給食食物アレルギー対応中止届出書」(様式第6号)の提出を要請する。

(3) 対応開始前の面談の実施

新入生及び継続希望者に対し個別面談を必ず行う。

面談は校長、教頭及び実務者(栄養教諭等、養護教諭、学級担任等)が必ず出席して行う。面談の日程調整はマニュアルに定められた者(教頭、栄養教諭等、養護教諭、学級担任等)が担い、可能な限り関係職員が幅広く参加できるようにする。面談は、「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー事前調査票」の確認と面談時の確認事項(P4)について保護者を行うこととする。

(4) 個別の取組プランの決定と情報の共有

食物アレルギー対応委員会を開催し、個別面談の結果やその他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとに、個別の取組プランを検討・決定する。

決定した「食物アレルギー個別取組プラン」の内容を保護者に確認してもらい、写を保護者控えとして渡す。

校長は、その内容を全職員に周知徹底する。

(5) 教育委員会における対応内容の把握

教育委員会等は、学校又は給食センターからの報告を受け、内容を確認・把握し、環境の整備や指導・支援を行う。

緊急時の対応のため、エピペン等を保持している児童生徒の情報を把握し、医療機関、消防機関との連携を図る。

また、給食センターにおいても受配校の報告内容を把握する。

(6)対応の開始

学校給食における食物アレルギー対応を開始する。

給食センター及び学校において学校給食を提供できる体制を、保護者とともに最終確認し、対応を開始する。

栄養教諭等は、具体的な作業手順を整理し、周知徹底を図り、混入や誤食の無いよう万全の準備をする。

症状及び対応の変更があった場合は、速やかに、学校に連絡してもらう。

○アレルギー対応の内容

1. 全校共通

- ・ 米飯代替の実施（一品還付との併用可）

「朝霞市学校給食食物アレルギー対応における米飯代替提供事業実施要綱」（資料3）

- ・ 一食及び一品還付の実施

「朝霞市学校給食食物アレルギー等を有する児童生徒の学校給食費の還付実施要綱」（資料4）

- ・ 牛乳還付

「学校給食費における飲用牛乳の取扱基準」（資料5）

2. 自校給食室設置校

- ・ 除去食対応実施（原則除去可能食品：卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）

学校での除去が可能であるものとする。

原則除去可能食品に対し、除去食対応及び一品還付の併用は不可とする。

3. 給食センター受配校

- ・ 献立表等による情報提供

※ 米飯代替提供、一食及び一品還付、除去食対応については「学校生活管理指導表」の提出が必要となる。

(7)給食費の還付について

食物アレルギーを有し、その日の給食の全部を食することができない児童生徒については、学校給食停止届の提出により、食しなかった日数分を日割り計算で算出した額を還付する。

牛乳を飲めない児童生徒についても、牛乳停止届の提出により飲めなかった日数について、購入単価により算出した金額を年度末に還付する。

なお、平成29年度の二学期からその日の給食の一部である（主食、汁物、主菜、副菜）についても学校給食停止届の提出により一品ごとの還付事業を実施する。還付の時期は年度末とする。

4. 献立の作成と検討

(1) 献立作成における食物アレルギー対応基本方針

学校における食物アレルギー対応委員会で決定した給食対応の基本方針に基づき、安全な学校給食の提供を目的に、学校や調理場の能力、環境（体制・人的環境・物理的環境）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえて「朝霞市学校給食献立作成における食物アレルギー対応の基本方針」（以下「献立作成における基本方針」という。）（資料2）を定める。

アレルギー事故未然防止のため、献立作成における基本方針に基づき、献立作成等を行うこととする。

(2) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
また、安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
使用する食物や弁当対応を考慮する対象も熟慮する。

●調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

表に記載のある調味料・だし・添加物等（香辛料含む）については基本的には除去の必要はないが、表に記載のないものについては完全除去を基本とする。ただし、対応の決定にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとる。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名 称:肉だんご

原材料:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

●調理等の工夫

栄養教諭・学校栄養職員は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認する。

●料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫する。

献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

●献立表

料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有する。加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにする。

(3)食品選定のための給食物資見積合わせの対応

給食物資見積合わせにおいて、加工食品等は原因食品が使用されていない食品を選定する等の対応を行う。

加工食品の原材料表を確認しながら選定し、選定後に確認できるよう教育委員会で保管する。

(4)実施献立の共有

決定した献立は、詳細な献立表とともに、栄養教諭等と保護者・児童生徒とで確認し、学校・調理場の関係職員と共有する。共有の方法は食物アレルギー対応委員会で明確にしておく。

献立変更時の対応方法の決定

献立の変更は、やむを得ない場合のみとし、保護者・児童生徒及び関係者全員が情報を共有できるよう食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定しておく。

(5)問題への対応を報告する体制の整備

学校や調理場で起きたすべての事故及びヒヤリハット事例があった場合は、食物アレルギー対応委員会を開き、対応方法の評価、検討を行う。校長はその内容を全教職員に周知徹底する。

また、起きた事例については、教育委員会等に報告する。

5-1 給食提供、体制づくり

(1) 食物アレルギー対応を行う児童生徒の情報共有

・自校方式

食物アレルギー対応基本方針をもとに、校内の食物アレルギー対応委員会で学校における個別の取組プランを作成する。校長は、全教職員へ対応を周知徹底し、共通理解を図る。特に栄養教諭等、調理員に対応の徹底を指示する。

また、保護者へも対応を通知し、個別の取組プランについて説明し、了解を得る。保護者とは毎月献立表等で対応内容の具体的な確認、調整を行い了解を得る。

・センター方式

校長は給食センター所長へ個別の取組プランを示し、共通理解を図る。給食センター所長は栄養教諭等、調理員に対応を具体的に示す。

(2) 対応食の調理器具、食材の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぐ。

調理器具：対応食専用の調理器具や食器具類を使用することが望ましい。その場合は一般の調理器具や食器具類と区別して保管する。**センター方式**では配送用の個別容器を用意し、学校はそれを置くスペースを確保することが望ましい。

食 材：対応用食材は、他の食材と区別して保管する。

(3) 調理担当者の区別化

調理作業については、できるだけ作業を単純化し、引継ぎによるエラーを防ぐ。

調理員が十分な数を配置できない場合でも、調理作業等を区分して行えるように配慮する。

作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業するかを確認する。

(4) 確認作業の方法、タイミング

あらかじめ、確認作業の方法（確認者、ダブルチェック、声だし指差し確認など）やタイミングを決めておく。

(ア) 調理員：検収時・調理時・配食時に確認する。（献立表、朝礼時の確認、ホワイトボード、調理指示書、作業工程表、名前、食材、状況を書いたカード等を活用）

(イ) 担任：受取時・給食中・その後の様子を確認する。（献立表、名前、食材、状況を書いたカード等を活用）

(5) 調理場における対応の評価

調理場における対応できる限界（人員及び施設設備等）を整理し、教育委員会に問題提起する。

教育委員会では、調理場の状況を踏まえ、対応方法の充実を図る。

5-2 給食提供、調理作業

(1) 実施献立・調理手順等の確認

献立実施日までに栄養教諭等と調理にかかわる全員でアレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、綿密な打ち合わせを行う。

【確認項目】

- ・対応が必要な児童の生徒及び出欠状況
- ・調理の担当者
- ・調理の手順
- ・使用する器具

○作業工程表作成のポイント

- ・必ず事前に作成する。
- ・調理員と綿密な打ち合わせを行い共通理解を図る。
- ・いつ、どこで、誰が、何に気をつけて(混入・誤配等)作業するか明記する。

○作業動線図作成のポイント

- ・必ず事前に作成する。
- ・混入が心配される場所について、明記し注意を促す。

(2) 調理手順

(ア) 検収

検収担当者が、使用する食材や調味料を複数で確認し、記録する。

【確認項目】

- ・納入された食材が発注した食材であるか確実に検収する。
- ・加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ商品か確認する。

(イ) 調理作業

- ・調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業を行う。調理作業中は区別化を意識して作業を行う。
- ・混入を防ぐため、専用スペースにおいて調理する。
- ・事前に決められた確認箇所、事前に決められた方法(ダブルチェック、声出し指差し等)での確認を徹底する。日々の流れ作業にならないように配慮し、安全確保に努める。

(3) 調理済みの食品管理

(ア) 食物アレルギー原因食物の混入の防止

調理後にアレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないように管理する。

対応食の個人容器に学校名、学年、組、氏名を明記し、誤配、誤食のないようにする。

(イ)配送、配膳

○自校方式

- ・配膳は複数の人でダブルチェックをする。

○センター方式

- ・対応食の個人容器、配送用のかご等に学校名・学年・組・児童生徒名等をわかりやすく表示するなど、配送先を間違えない工夫をする。
- ・コンテナに入れる際は、複数の調理員等でダブルチェックする。
- ・受配校との連携を密にして、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておく。

(4)適時チェック作業

決められたチェック箇所、タイミングで決められた方法（ダブルチェック、指差し声出し等）で確認し、記録に残す。対応方法については、食物アレルギー対応委員会で検討・実施する。

(5)実施における問題の報告

事故を含めて、すべての問題点を食物アレルギー対応委員会及び教育委員会に報告し、定期的に施設ごとに対応方法の評価、検討を行う。

(ア)調理員

調理作業中におきた事故及びヒヤリハットを含めてすべての問題点を報告する。

(イ)学級担任

喫食や食べ残しの状況や事故及びヒヤリハットを含めて、すべての問題点を報告する。

(ウ)栄養教諭・学校栄養職員

対応を必要とする児童生徒の学級を訪問して実態把握や個別指導に努める。

(エ)食物アレルギー対応委員会

問題点の検討及び見直しを行う。

(オ)校長

(エ)の内容を全教職員に周知徹底する。

(6)児童生徒や保護者との連携

食物アレルギーを有する児童生徒の重症度や保護者の不安に応じて、定期的又は適時に保護者と面談を行い情報共有・連絡強化を図る。

児童生徒の給食への思いにも耳を傾け、対応に生かせるようにする。

また、給食における対応内容について、児童生徒自身にもよく理解させるよう保護者に協力を求める。

食物アレルギーのある児童生徒への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒の理解を得ながら進めていくことが重要となる。その際、他の児童生徒に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒の発達段階などを総合的に判断するとともに、該当児童生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

6. 学校での対応と配慮事項

(1) 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目について各校で取り決める。

特にアレルギー対応食について、原材料がわかる献立表で確認する方法や、対応食の一般献立との違いを監督者、本人が確認する方法を具体的に決める。

また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決める等の配慮をする。

- ・献立内容の確認
- ・給食当番の役割確認
- ・配膳時の注意
- ・おかわり等を含む喫食時の注意
- ・片付け時の注意
- ・その他交流給食などの注意 等

(2) 学校給食以外について

食材・食物を扱う活動について、個々の取組プランに基づき監督者が確認する。

【配慮が必要な活動例】

- (ア) 食物、食材を扱う授業、活動
- (イ) 体育、部活動等運動を伴う活動
- (ウ) 宿泊を伴う校外学習
- (エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

(3) 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

(ア) 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

【アレルゲン食品への接触防止策】

・本人及び保護者の意向も踏まえて、アレルギーのために食べられないものがあることを説明し、理解を得る。

例：座席の配置(給食・その他) 担任の近くにする。机を少し離す等。

子供同士が食べながら接触すること(はね、とび等)を防ぐ。

食べ物を交換しないように注意する。

(イ) 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

(4) 保護者との連携

対応にあたっては、日頃から保護者との連絡を密にし、児童生徒の健康状況を把握し、よりよい対応ができるようにする。また、お互いに情報交換を十分に行い、連携して取り組む。

(5) 緊急時の対応の流れについて

異変の発見

人を呼ぶ

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がついたら子供から目を離さない

迷ったらエビペン®を打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

|| 数回の軽い咳



©埼玉県

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- || 1～2回のおう吐
- || 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

1つでもあてはまる場合

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

- ①エビペン®を使用
- ②救急車を要請(119番通報)
→保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ
→歩かせない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる
- ⑥仰向けにして足を上げる

緊急

- ①内服薬を飲ませ、
エビペン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診
(救急車の要請も考慮)
- ③急速に進行する場合
→「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら
観察すると、急変に対する
判断・対応がしやすい

受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は
「悪化が予想される」場合
→「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察
完全によくなるまで目を
離さない

注意

出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(発行：東京都健康安全研究センター)一部改変【承認番号 27健研健第1678号】
作成：さいたま市市民医療センター 小児科 西本 創

(6) 緊急時の対応及びエピペンの使い方について



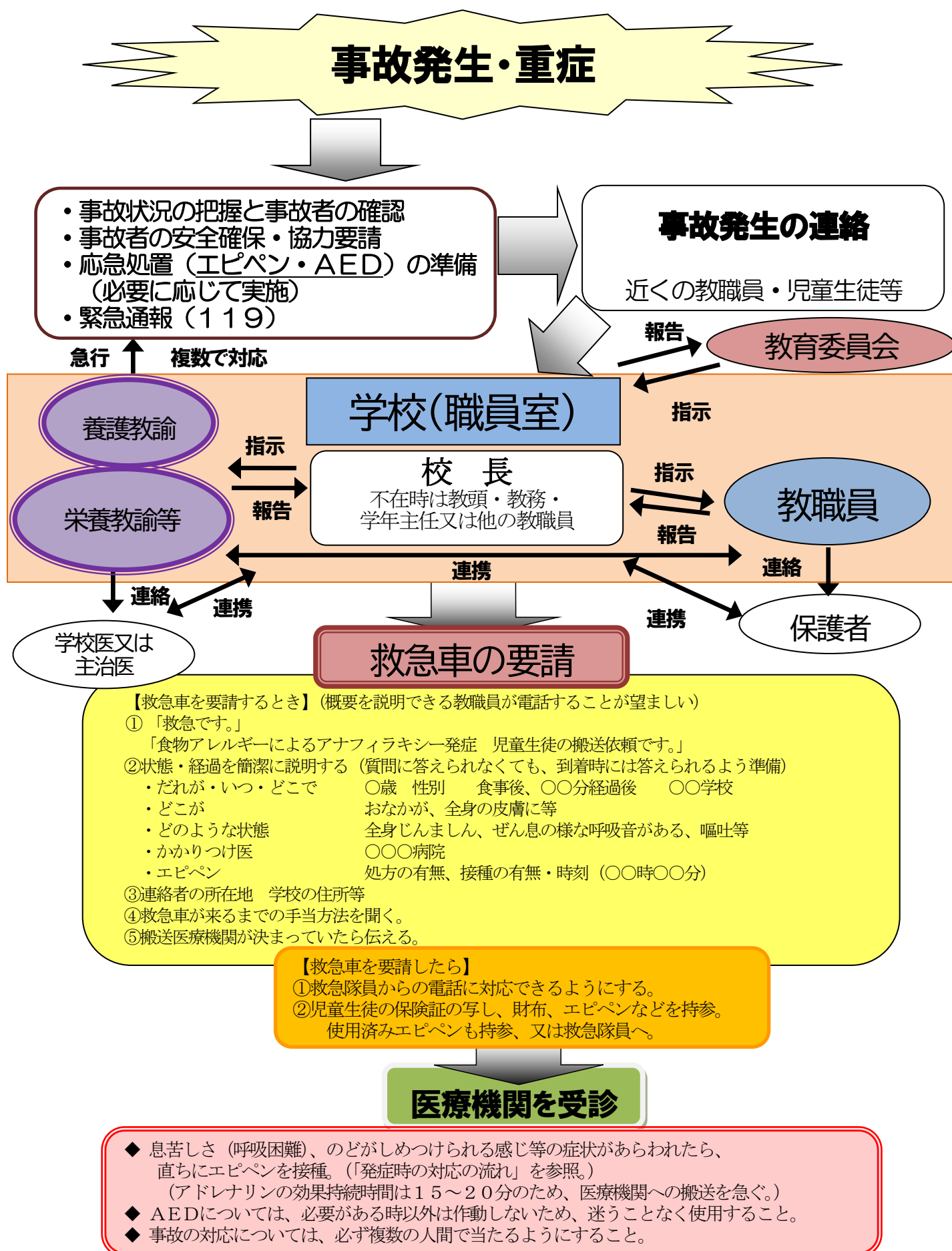
エピペンはアナフィラキシーを発症した際の補助治療剤であり、注射後、直ちに医師による診察を受けることが必要である。

一般向けエピペンの適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる	・声がかすれる ・犬が吠えるような咳
	・持続する強い咳込み	・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い	・脈が触れにくい・不規則
	・意識がもうろうとしている	・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

(7) 緊急時の教職員対応マニュアル



各種様式・資料

様式第1号	学校給食におけるアレルギー対応等の対応依頼書	19
様式第2号	食物アレルギー事前調査票	20
様式第3号	食物アレルギー個別取組プラン	21
様式第4号	食物アレルギー対応児童生徒一覧表	22
様式第5号	学校給食食物アレルギー対応中止届出書	23
資料1	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	25
資料2	【食物アレルギー／アナフィラキシー】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	27
資料3	朝霞市学校給食献立作成における食物アレルギー対応の基本方針	29
資料4	朝霞市学校給食食物アレルギー対応における米飯代替提供事業実施要綱	30
資料5	朝霞市学校給食食物アレルギー等を有する児童生徒の学校給食費の還付実施要綱	37
資料6	学校給食費における飲用牛乳の取扱基準	42

年 月 日

朝霞第 小学校長 様

保護者氏名



学校給食におけるアレルギー等の対応依頼書

食物アレルギーのため、除去食対応を依頼いたします。

記

学年・組	年 組
児童氏名	
連絡先	自宅:住所
	自宅:電話
	自宅:FAX
	緊急時(必ず連絡のつくところ)
備 考	
※ 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、提出書類及び関係書類の内容を教職員全員で共有することに同意しますか。 1. 同意する 2. 同意しない	

※ 児童生徒の症状に変更があった場合などは その都度協議します。

食物アレルギー事前調査票

年 月 日

学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」欄で、「2. 保護者と相談し決定」に○が付いている場合、学校での対応を保護者の方と相談し決定していきます。学校生活における配慮事項について、ご希望をお書きください。これをもとに、面談時に対応を決定したいと思います。

年度	年	組	番
(ふりがな)			性 別
児童名			□ 男 □ 女
	生年月日		年 月 日

○学校生活上の留意点

A 給食	希望の有無	具体的な対応(面談時の聞き取り・学校生活管理指導表と照合)
詳細な献立表対応	有・無	
除去食対応	有・無	
弁当持参	有・無	
献立変更時の対応	有・無	
その他	有・無	

活 動 内 容	希望の有無	具体的な対応(面談時の聞き取り・学校生活管理指導表と照合)
B 食物・食材を扱う授業・活動	有・無	
C 運動(体育・部活動等)	有・無	
D 宿泊を伴う校外活動	有・無	
E その他の配慮・管理事項	有・無	
持参薬(保管場所も含む)	有・無	
エピペン R の保管・管理方法	有・無	

様式第4号

年度 食物アレルギー対応児童生徒一覧表

(年 月 日現在)

No.	年 組	アレルギー	給食での対応	配慮事項
	児童生徒名			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第5号

学校給食食物アレルギー対応中止届出書

年 月 日

朝霞市立朝霞第 小学校長 宛

年 組 氏名

保護者氏名



給食の個別対応の必要がなくなりましたので、中止していただきたく届出いたします。